

平成 24 年 11 月 14 日

第 6 回自治基本条例推進市民会議

資料リスト

資料リスト

- ・ 次 第
- ・ 資料No. 1 協議結果一覧（第 5 回会議終了時点）
- ・ 資料No. 2 上越市自治基本条例の検証に関する意見整理表追加事項
- ・ 資料No. 3 上越市自治基本条例に関する意見書（案）
- ・ 参考資料 第 5 回上越市自治基本条例推進市民会議会議録

第6回 上越市自治基本条例推進市民会議

と き 平成24年11月14日(水)
午後2時～

ところ 上越市役所 木田第1庁舎 第2委員会室

次 第

1 開会

2 議事

- (1) 市の取組に関する事項についての協議
- (2) 上越市自治基本条例に関する意見書(案)の検討

3 その他

4 閉会

協議結果一覧(第5回会議終了時点)

意見整理表			議題調整 票提出あり	協議結果			備考
No.	項目(細目)	検討欄		条例改正	指摘	報告	
10	条例全体	×				○	第5回会議において協議済
11	条例全体	△					
12	市民の認知度・関心の向上	×				○	第5回会議において協議済
13	市民の認知度・関心の向上	× → ○				○	第5回会議において協議済
14	市民の自治意識の向上	△				○	第5回会議において協議済
15	市政モニターアンケート	× → ○				○	第4回会議において協議済
16	情報共有	△				○	第5回会議において協議済
17	情報共有	△				○	第5回会議において協議済
18	広報上越	×				○	第5回会議において協議済
19	情報収集	×				○	第5回会議において協議済
20	市民参画	× → ○			○		第4回会議において協議済
21	市民参画	△				○	第5回会議において協議済
22	市民参画	△				○	第5回会議において協議済
23	委員公募	△			○		第4回会議において協議済 審議会等関係を一括して指摘
24	委員公募	△			○		第4回会議において協議済 審議会等関係を一括して指摘
25	委員公募	○			○		第4回会議において協議済 審議会等関係を一括して指摘
26	パブリックコメント	○			○		第5回会議において協議済
27	協働	△				○	第4回会議において協議済
28	協働	○				○	第4回会議において協議済
29	協働	△				○	第4回会議において協議済
30	人材育成	×				○	第5回会議において協議済
31	少子化対策	×				○	第5回会議において協議済
32	多様性尊重	×				○	第4回会議において協議済
33	多様性尊重	×				○	第4回会議において協議済
34	多様性尊重	× → ○				○	第4回会議において協議済
35	人権	×				○	第5回会議において協議済 外国人市民の人権に関する意見を意見整理表に追加

意見整理表			議題調整 票提出あり	協議結果			備考
No.	項目(細目)	検討欄		条例改正	指摘	報告	
36	非核平和への寄与	×				○	第5回会議において協議済
37	上越市民ごみ憲章	×				○	第5回会議において協議済
38	審議会の設置等に 係る基準	×			○		第5回会議において協議済 審議会等関係を一括して指摘
39	審議会の設置等に 係る基準	△			○		第5回会議において協議済 審議会等関係を一括して指摘
40	事務事業評価	△ → ○				○	第4回会議において協議済
41	事務事業評価	△ → ○				○	第4回会議において協議済
42	事務事業評価	×				○	第4回会議において協議済
43	上越地域防災計画	×				○	第5回会議において協議済
44	地域協議会	×				○	第5回会議において協議済
45	地域協議会	△					
46	地域協議会	△					
47	地域活動支援事業	×					
48	地域活動支援事業	×					
49	町内会	×					
50	地域の教育活動	×					
51	人材育成	×	→ ○			○	第5回会議において協議済
52	まちづくり市民大学	×	→ ○			○	第5回会議において協議済
53	地域協議会委員の 人材育成	×	→ ○			○	第5回会議において協議済
54	今後の取組	×	→ ○		○		第4回会議において協議済 審議会等関係を一括して指摘
55	今後の取組	×	→ ○			○	第5回会議において協議済
56	地域活動支援事業	×					
57	情報共有	×					
58	市民参画	×					
59	市民参画	×					
60	協働	×					
61	協働	×					
62	多様性尊重	×					
63	自治の基本理念	×					
64	パブリックコメント	×					
65	事務事業評価	×	→ ○			○	第4回会議において協議済

※ 協議結果欄の線をつないだ意見は、一括して協議したもの

平成 24 年 11 月 14 日

第 6 回自治基本条例推進市民会議

資料No.2

上越市自治基本条例の検証に関する意見整理表追加事項

意見整理表のNo.35 の意見の次に次の意見を加える。

区分	報告書ページ	項目	細目	No.	意見の内容	委員名	意見に対する考え方
市の取組に関すること。	19, 20	多様性尊重の原則 (第 4 条第 4 号)	人権	35-2	国際化の進展に伴い、市内で経済活動を営み、市税を納付している多くの外国人市民がいることから、外国人市民への差別や偏見をなくし、外国人市民にも住み良い地域社会が形成されるよう十分な配慮をしてほしい。	川室委員	自治基本条例第 37 条（多文化共生）の規定及び人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画（第三次人権総合計画）に基づき、外国人市民の人権が擁護され、安心して生活を営むことができるよう、相談体制の整備・充実とともに、多文化・多民族が共生する社会の実現に向けた啓発活動の推進に努めます。

(案)

平成 24 年 11 月 14 日

第 6 回自治基本条例推進市民会議

資料No.3

平成 2 4 年 月 日

上越市長 村 山 秀 幸 様

上越市自治基本条例推進市民会議
座長 横 山 郁 代

上越市自治基本条例に関する意見書について

上越市自治基本条例第 4 3 条第 1 項の規定に基づき、上越市自治基本条例に関して当市民会議で検証した結果、別冊のとおり意見を取りまとめましたので、提出します。

上越市自治基本条例
に関する意見書
(案)

平成24年11月

上越市自治基本条例推進市民会議

目 次

1	はじめに	1
2	検討結果	1
3	指摘事項	2
4	市民会議の概要	4
5	意見整理表	8

1 はじめに

平成20年4月1日に、自治の基本理念や市民、市議会及び市長等の三者の権利・責務等、さらには市政運営の基本原則等を定めた上越市における自治の最高規範として、上越市自治基本条例が制定されてから5年目を迎えた。

この条例の第43条第1項において、「市長は、5年ごとに、この条例の内容を社会経済情勢の変化に照らして、定期的な見直しを行わなければならない」とされており、また、同条第3項において、「見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない」とされていることから、今年度、条例の検証を行う組織として、「上越市自治基本条例推進市民会議」が設置された。

当市民会議では、平成24年7月以降、7回にわたり会議を開催し、行政内部で行われたセルフチェックの結果を参考としながら、社会経済情勢の変化や条例の運用の状況に照らして、条例の規定に不備はないか検証を行ってきた。

この結果を踏まえて、上越市自治基本条例に基づき、市民による自治及び自主自立のまちづくりがより一層推進されることを切に望み、ここにその内容を取りまとめた。

2 検討結果

上越市自治基本条例は、現段階においては、規定に不備は見当たらず、改正を要しないと考える。

なお、自主自立のまちづくりの歩みを着実に進めるためには、この条例に基づく市の取組等に関して更なる改善等が必要であると考えられる事項があることから、次頁以降に指摘事項として述べる。

また、当市民会議で議論した事項については、「意見整理表」として取りまとめたので併せて報告する。

3 指摘事項

(1) 審議会等（第21条関係）

ア 審議会等には、その設置目的の達成に支障のない範囲内において、できるだけ多くの公募委員を入れるよう努めていただきたい。また、公募委員の立場に配慮し、公募委員の意見が審議に反映されるような措置を講じていただきたい。

イ 関係団体等から委員等を選任する場合は、同一の人の重複選任を避けるため、当該団体等の長に限らず、広く構成員のうちから選任するよう努めていただきたい。

ウ ア及びイを踏まえて、委員等の選任基準等を再検討していただきたい。

※ 上記事項については、市民からも同様の意見が寄せられたことを申し添える。

(2) パブリックコメント（第22条関係）

ア パブリックコメントに使用する資料の表現や構成を専門的な知識を有しない市民にも理解できるように分かりやすいものとするなど、より多くの方から意見を提出していただけるような工夫をしていただきたい。

イ 回答は、的確かつ分かりやすいものとし、丁寧かつ謙虚に行っていただきたい。

ウ 市民が希望した案件をパブリックコメントの対象とすることができる仕組みがあれば、より多くの人に関心を持ってもらえると考ええる。

(3) 都市内分権（第31条関係）

「都市内分権」という言葉は、現在の社会経済情勢に鑑みると、条例制定当初に期待したほど一般的にはなっていないが、「都市内分権」が「身近な課題はできるだけ住民に近いところで解決されるべき」という地方分権の考え方を都市の内部に当てはめた考え方であり、市民が身近な地域の課題を主体的に解決し、特徴的かつ個性的

な地域づくりに取り組むことができる仕組みであることを市民に十分に理解していただいで定着させるためにも、自治基本条例においては、当分の間、他の言葉に置き換える必要はないと考える。

(4) 市民参画（第33条関係）

市民参画をより一層推進するために、市民参画に関する制度の内容や参加するための方法の周知を効果的かつ積極的に行い、市民の意識をより一層高めるよう努めていただきたい。

4 市民会議の概要

(1) 検討経過

開催回	開催日	検討内容
第1回	平成24年7月27日	<ul style="list-style-type: none">・上越市自治基本条例について・検証の進め方について・「検証結果報告書」について
第2回	平成24年8月31日	<ul style="list-style-type: none">・会議の運営に関する確認事項について・上越市自治基本条例の検証に関する意見交換
第3回	平成24年9月26日	<ul style="list-style-type: none">・今後の進め方について・条例改正に関する事項についての協議
第4回	平成24年10月10日	<ul style="list-style-type: none">・市の取組に関する事項についての協議
第5回	平成24年10月24日	<ul style="list-style-type: none">・市の取組に関する事項についての協議
第6回	平成24年11月14日	<ul style="list-style-type: none">・市の取組に関する事項についての協議・上越市自治基本条例に関する意見書（案）の検討
第7回	平成24年11月28日	<ul style="list-style-type: none">・上越市自治基本条例に関する意見書（案）の検討

(2) 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	委員区分
今井 不二子	公募に応じた市民
岩井 文弘	公募に応じた市民
内山 美恵子	地域活動を行う団体に活動している人 (NPO夢あふれるまち浦川原 事務局長代理)
海野 泰之	公募に応じた市民
浦壁 澄子	公募に応じた市民
閨間 輝一	地域活動を行う団体に活動している人 (板倉区町内会長協議会 会長 (針町内会長))
小山田 房子	地域活動を行う団体に活動している人 (三和区地域協議会 副会長)
川室 京子	地域活動を行う団体に活動している人 (春日区地域協議会 副会長)
○栗田 英明	公募に応じた市民
小林 毅夫	その他市長が必要と認める人 (JMiX教育文化研究所 所長)
小林 美佐子	地域活動を行う団体に活動している人 (公益財団法人雪だるま財団 理事長)
志村 喬	その他市長が必要と認める人 (上越教育大学大学院 学校教育研究科 教授)
野島 賢一	公募に応じた市民
増田 和昭	公募に応じた市民
◎横山 郁代	公募に応じた市民
渡邊 隆	その他市長が必要と認める人 (新潟県立看護大学 学長)

◎：座長 ○：副座長

(3) 設置要綱

上越市自治基本条例推進市民会議設置要綱

(設置)

第1条 上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号。以下「条例」という。）第43条第1項の規定により条例の見直しを行うため、上越市自治基本条例推進市民会議（以下「市民会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市民会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例の内容の見直しに関すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 市民会議は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱する16人以内の委員をもって組織する。

- (1) 公募に応じた市民
- (2) 地域活動を行う団体で活動している人
- (3) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 市民会議の委員の任期は、委嘱の日から所掌事項の検討が終了する日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 市民会議に座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、市民会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 市民会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 市民会議の庶務は、自治・地域振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市民会議が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

※ 次頁以降は、意見整理表

第6回 上越市自治基本条例推進市民会議 席次表

空調

傍聴席・報道

事務局

空調

増田委員○

○今井委員

野島委員○

○岩井委員

小林(毅)委員○

○内山委員

空調

川室委員○

○海野委員

小山田委員○

○浦壁委員

○副座長 ○座長

空調

半 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 半 空調